

8 林政経第 92 号
令和 8 年 5 月 20 日

各林業・木材産業関係団体 御中

林野庁林政部林 政 課 長
経 営 課 長
木材産業課長
森林整備部整備課長
研究指導課長
国有林野部業務課長

林業・木材産業資材の購入に関する御協力について（要請）

現下の中東情勢を踏まえ、苗木コンテナ、獣害防止用ネット、森林病虫害対策用くん蒸シート、きのこ菌床袋、接着剤、木材包装資材等のプラスチック製林業・木材産業資材、高品位尿素水（AdBlue®等）等（以下「林業・木材産業資材」という。）について、その安定的な調達に懸念の声が挙がっているものと承知しています。

これら石油関連製品の製造、流通を所管する経済産業省においては、このような状況を踏まえ、石油関連製品事業者（製造者、卸事業者を含む。）に対して、令和 8 年 3 月 30 日付けで別添のとおり「石油関連製品の安定供給確保に向けた御協力について（要請）」を發出しており、

- ・石油関連製品の安定供給の実施
- ・国民生活に支障が生じることのないよう配慮
- ・石油関連製品の最終需要家に対し偏りなく供給されるよう取引先に対する対応の促しを要請しているところです。

併せて、プラスチック製林業・木材産業資材の製造に必要な石油関連製品については、石油化学企業において国内供給が継続しているところ、農林水産省において燃料油や石油製品等の供給に関する相談窓口（以下「相談窓口」という。）を設置し、多層的なサプライチェーンを調査の上、目詰まり解消を図るための対応を進めており、今般、経済産業省より、別添通知をもって改めて林業・木材産業資材の製造・流通事業者等に対する周知等の依頼がなされたところです。

つきましては、上述の要請・依頼も踏まえ、別紙 1 及び別紙 2 のとおり、製造事業者及び流通事業者に対して要請したところですが、林業・木材産業資材の調達に支障が生じた場合においては、いまいちど供給が困難な理由等について供給事業者と丁寧に協議いただくと

もに、調達困難になる前に、早めに相談窓口を活用するなど林業・木材産業資材の安定供給に向けた対応に御協力を頂きますよう、貴団体より会員事業者への周知をお願い申し上げます。

加えて、通常以上の受発注が集中的になされることにより一時的に需給が逼迫し、その流通に影響を及ぼす場合があるところ、前年同月比同量を基本とした調達をする、発注を平準化するなど、需給状況の改善に向けた取組についても周知をお願い申し上げます。

(参考)「燃料油や石油製品等の供給に関する相談窓口」について

1 概要

政府においては、燃料油や石油製品等の供給について、備蓄放出や燃料油価格の激変緩和措置を含めて、万全の体制をとっているところですが、流通や取引の状況に影響が及ぶ場合に備えて、事業者の皆様からの情報を受け付ける相談窓口を設置します。

2 相談の際に情報提供いただく内容

販売事業者名、契約状況（油種、数量、価格、契約期間等）、今後の調達見込みなど

3 情報の取扱い

寄せられた情報について詳細をお聞きすることがございますのでメールに連絡先を記入願います。また、経済産業省と共有し、経済産業省において、石油連盟及び全国石油業共済協同組合連合会とも連携し、必要に応じて、情報の内容・取扱いについて、確認をさせていただく場合があります。

4 相談窓口

林野庁林政部林政課 rinya_rinsei★maff.go.jp

※ [★] を [@] に置き換えてください

林業・木材産業の事業者の皆様へ

燃料油や石油製品等の供給に関する 相談窓口を設置しました

農林水産省では、燃料供給に関する相談窓口を設置しています。
中東情勢の影響により、燃料油や石油製品等の確保に不安がある場合は、
お早めにご相談ください。

林業機械・木材加工機械等の燃油や石油製品確保等のご相談は
こちら

林野庁林政課

メール: rinya_rinsei@maff.go.jp

詳細はこちらのプレスリリースをご覧ください▶
<https://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/anpo/260331.html>



(別添)

2026年5月20日

農林水産省 担当課長 殿

経済産業省 製造産業局 素材産業課長

石油関連製品の安定供給確保に向けた周知の御協力について

現下の中東情勢を踏まえ、石油関連製品事業者（製造者、卸事業者を含む）において、我が国における国内の石油関連製品の安定供給確保に万全を期すべく、対応されているところ です。

他方、流通面において、一部の需要家において石油関連製品の調達が困難となる等、供給に偏りがある事例があると承知しています。

このため、経済産業省としては、石油関連製品事業者（製造者、卸事業者を含む。）に対し、石油関連製品の安定供給の実施について要請しているところです（別紙参照）。

つきましては、上記要請を踏まえ、貴省から、所管分野で使用される資材の製造・流通事業者等に対し、

- ・石油関連製品の調達に支障が生じた場合に供給事業者と丁寧に協議頂くこと
- ・供給困難になる前に、早めに関係省庁の情報提供窓口を活用すること
- ・通常以上の受発注が集中的になされることにより一時的に需給が逼迫し、その流通に影響を及ぼす場合があるところ、前年同期同量を基本とした供給をする、受発注を平準化するなど、需給状況の改善に向けた取組を行うこと

など、石油関連製品の安定的な調達に向けた取組について、周知への御協力をお願いいたします。

(別紙)

2026年3月30日

石油関連製品事業者 各位

経済産業省 製造産業局長 伊吹 英明

石油関連製品の安定供給確保に向けた御協力について（要請）

現下の中東情勢を踏まえ、石油関連製品事業者（製造者、卸事業者を含む）におかれましては、我が国における国内の石油関連製品の安定供給確保に万全を期すべく、対応頂いているところです。

他方、流通面において、一部の需要家において石油関連製品の調達が困難となる等、供給に偏りがある事例があると承知しています。

このため、国民生活に支障が生じることのないよう、特に医療用途等のサプライチェーンに留意いただき、石油関連製品の安定供給を実施されるよう要請します。

また、石油関連製品の安定供給という社会的責任の下、最終需要家に対し偏りなく供給されるよう、取引先にも対応を促すことを要請します。

◇本件に関するお問い合わせ先：

経済産業省 製造産業局 素材産業課 : 03-3501-1737

8 林政経第 92 号
令和 8 年 5 月 20 日

プラスチック製林業・木材産業資材製造事業者 各位

林野庁林政部林 政 課 長
経 営 課 長
木材産業課長
森林整備部整備課長
研究指導課長
国有林野部業務課長

プラスチック製林業・木材産業資材の安定供給に向けた御協力について（要請）

現下の中東情勢を踏まえ、苗木コンテナ、獣害防止用ネット、森林病虫害対策用くん蒸シート、きのこ菌床袋等のプラスチック製林業資材及び接着剤、木材包装資材等の木材産業資材（以下「プラスチック製林業・木材産業資材」という。）について、その安定的な調達に懸念の声が挙がっているものと承知しています。

これら石油関連製品の製造、流通を所管する経済産業省においては、このような状況を踏まえ、石油関連製品事業者（製造者及び卸事業者を含む。）に対して、令和 8 年 3 月 30 日付けで別添のとおり「石油関連製品の安定供給確保に向けた御協力について（要請）」を发出しており、

- ・石油関連製品の安定供給の実施
- ・国民生活に支障が生じることのないよう配慮
- ・石油関連製品の最終需要家に対し偏りなく供給されるよう取引先に対する対応の促しを要請しているところです。

併せて、プラスチック製林業・木材産業資材の製造に必要な石油関連製品については、石油化学企業において国内供給が継続しているところ、農林水産省において燃料油や石油製品等の供給に関する相談窓口（以下「相談窓口」という。）を設置し、多層的なサプライチェーンを調査の上、目詰まり解消を図るための対応を進めており、今般、経済産業省より、別添通知をもって改めて林業・木材産業資材の製造・流通事業者等に対する周知の依頼がなされたところです。

つきましては、上述の要請・依頼も踏まえ、別紙 1 及び別紙 2 のとおり、流通事業者及び林業・木材産業事業者に対して要請したところですが、プラスチック製林業・木材産業資材

の製造に必要な石油関連製品の調達に支障が生じた場合においては、いまいちど供給が困難な理由等について供給事業者と丁寧に協議いただくとともに、供給困難になる前に、早めに相談窓口を活用するなどプラスチック製林業・木材産業資材の安定供給に向けた対応に御協力を頂きますよう、お願い申し上げます。

加えて、通常以上の受発注が集中的になされることにより一時的に需給が逼迫し、その流通に影響を及ぼす場合があるところ、前年同期同量を基本とした供給をする、受発注を平準化するなど、需給状況の改善に向けた取組についてもお願い申し上げます。

8 林政経第 92 号
令和 8 年 5 月 20 日

プラスチック製林業・木材産業資材流通事業者 各位

林野庁林政部林 政 課 長
経 営 課 長
木材産業課長
森林整備部整備課長
研究指導課長
国有林野部業務課長

プラスチック製林業・木材産業資材の安定供給に向けた御協力について（要請）

現下の中東情勢を踏まえ、苗木コンテナ、獣害防止用ネット、森林病虫害対策用くん蒸シート、きのこ菌床袋等のプラスチック製林業資材及び接着剤、木材包装資材等の木材産業資材（以下「プラスチック製林業・木材産業資材」という。）について、その安定的な調達に懸念の声が挙がっているものと承知しています。

これら石油関連製品の製造、流通を所管する経済産業省においては、このような状況を踏まえ、石油関連製品事業者（製造者及び卸事業者を含む。）に対して、令和 8 年 3 月 30 日付けで別添のとおり「石油関連製品の安定供給確保に向けた御協力について（要請）」を发出しており、

- ・石油関連製品の安定供給の実施
- ・国民生活に支障が生じることのないよう配慮
- ・石油関連製品の最終需要家に対し偏りなく供給されるよう取引先に対する対応の促しを要請しているところです。

併せて、プラスチック製林業・木材産業資材の製造に必要な石油関連製品については、石油化学企業において国内供給が継続しているところ、農林水産省において燃料油や石油製品等の供給に関する相談窓口（以下「相談窓口」という。）を設置し、多層的なサプライチェーンを調査の上、目詰まり解消を図るための対応を進めており、今般、経済産業省より、別添通知をもって改めて林業・木材産業資材の製造・流通事業者等に対する周知等の依頼がなされたところです。

つきましては、上述の要請・依頼も踏まえ、別紙 1 及び別紙 2 のとおり、製造事業者及び林業・木材産業事業者に対して要請したところですが、プラスチック製林業・木材産業資材

の調達に支障が生じた場合においては、いまいちど供給が困難な理由等について供給事業者と丁寧に協議いただくとともに、供給困難になる前に、早めに相談窓口を活用するなどプラスチック製林業・木材産業資材の安定供給に向けた対応に御協力を頂きますよう、お願い申し上げます。

加えて、通常以上の受発注が集中的になされることにより一時的に需給が逼迫し、その流通に影響を及ぼす場合があるところ、前年同期同量を基本とした供給をする、受発注を平準化するなど、需給状況の改善に向けた取組についてもお願い申し上げます。

また、このことを、取引のある流通事業者に対してもお伝えくださいますよう併せてお願い申し上げます。